



2019年5月10日

各位

会社名 ハビックス株式会社
代表者 代表取締役社長 木村 敏之
(JASDAQ コード番号: 3895)
問合せ先 取締役 伊神 清隆
電話 058-296-3911 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年3月28日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、2019年6月25日開催予定の第69期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、条数の変更等を行い、定款整備を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 0 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議によって</u>定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 1 1 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>において</u>定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 0 条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定める。 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 1 1 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の</u>定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 2 条～第 1 8 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 2 条～第 1 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 1 9 条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 当社の取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急</p>	<p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社の取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 当社の取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の<u>必要</u>があると</p>

現行定款	変更案
<p>の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>きは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 当社の取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 前条2項の決議があったときなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 当社の取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 前条2項の決議があったものとみなされた事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>条数の繰り下げ 第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>条数の繰り下げ 第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とす</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>る。</p>	
<p>(監査役の選任) <u>第31条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) <u>第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) <u>第33条 当社の監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第31条 当社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p>
<p>(補欠監査役) <u>第34条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条第2項の規定を準用する。</u> <u>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、第29条第2項のとおりとする。</u> <u>4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集) <u>第35条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前まで</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第32条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3</u></p>

現行定款	変更案
<p>に発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 当社の<u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p><u>第36条</u> 当社の<u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第37条</u> 当社の<u>監査役会</u>の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第38条</u> 当社の<u>監査役会</u>に関するその他の事項は、<u>監査役会</u>の定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p><u>第39条</u> 当社の<u>監査役</u>の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける<u>財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役責任免除</u>)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責</u></p>	<p>日前までに発する。ただし、緊急の必要<u>がある</u>ときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 当社の<u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p><u>第33条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>の決議は、<u>決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第34条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第35条</u> 当社の<u>監査等委員会</u>に関するその他の事項は、<u>監査等委員会</u>の定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 4 1 条～第 4 2 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 4 3 条～第 4 6 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>条数の繰り上げ 第 3 6 条～第 3 7 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>条数の繰り上げ 第 3 8 条～第 4 1 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 69 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2019 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生予定日

2019 年 6 月 25 日

以 上